

(要約)

『人間の尊厳と人間の生命』

西野基継

序章 「人間の尊厳と人間の生命」を考えるにあたって

法概念としての人間の尊厳は、第二次世界大戦後に、あの人間の基本的諸価値を組織的に蹂躪した全体主義体制を二度と繰り返さないために、憲法・国際法レベルで初めて制定された。ドイツの基本法を代表にしてヨーロッパ各国の憲法に、世界人権宣言を礎にしてその後の各種の条約に、人間の尊厳は基本原理として積極的に導入され、次第に法的世界の中に浸透していった。他方で20世紀後半に目覚ましい生殖医学の進歩が、人間の生命への人為的操作の範囲を拡大させ、クローン人間の誕生や遺伝子改変の可能性にまで達している。そこから惹起される危険性のスケールは予測しがたく、人間存在の根源を揺るがしかねないところがあり、人間の尊厳が引き合いに出される。このコンテキストで、人間の尊厳が理性や自律を語ることができない人間存在に向けられるとき、その概念内容は果たして伝統的な意味で理解されているのか。人間の尊厳は、ここでは人間の自由ではなく、人間が生成する自然発現性を保護することへ傾いているようにみえる。人間の尊厳の保障と人間の生命の保護の境界が、ますます見えにくくなっている。人間の尊厳は、全体主義支配の否定という過去志向ばかりでなく、科学技術の革新がもたらす人間存在への脅威という将来の問題に関わるべき、動的・開放的な性格をもつのである。そこでは、人間の尊厳は、低次の次元ではなく高次の次元に高められ、個人への具体的な侵害としてではなく、人間像、人間の本質、類としての人間に対しての侵害として語られる。

人間の尊厳は、現代社会に生起する基本的な利害対立を解決する最後の審級としてしばしば引き合いに出され、このようなインフレ的使用がその核心的意味を希薄化して、場合によって空洞化しかねない。一方でそれへの訴えの遍在と万能な問題解決者へのつり上げの同居、他方でその明確な概念規定に至っていないというアンバランスな位相が見られる。

日本国憲法では、13条に「個人の尊重」が定められ、通説ではドイツの基本法の「人間の尊厳」と同趣旨と解されてきた（これに強い異議を唱える者もいる）。13条では、後段の「幸福追求権」に重心が置かれ、前段の「個人の尊重」もそれに不可分に結びつけられ、融合的に解される傾向が強かった。前段の「個人の尊重」の独自性に関心を示す学説は、少数に留まり、しかも、個人の自律を強調する域を出るものでなかった。

以上のことを踏まえると、人間の尊厳からいかなる法的意味が引き出されるのか、改めて考察されなければならないであろう。人間の尊厳の法的地位・性格は、いかに解されるべきか。それは、主観法的な基本権であるのか、それとも客観法的な原理であるのか。人間の尊厳と後続の基本権の関係、特にそれと生命に対する基本権の関係はいかなるものか。人間の尊厳の保障の及ぶ範囲とその程度はいかなるものか。本論文は、法概念としての人間の尊厳について、ドイツの法哲学や公法学における議論を手がかりに考察するものである。

## 第1章 人間の尊厳の法的意味

(1) 法概念としての人間の尊厳を形成する諸契機として、反全体主義の立場と精神的遺産、特にキリスト教とカント道德哲学が挙げられる。人間の尊厳から、このような思想的な積み重なる成果を除外すれば、内容の乏しいものになるだろう。しかし、それらが及ぼした影響の評価に関して、基本法における人間の尊厳の保障はキリスト教の人間像に負っていると解する立場（シュタルク）に対して、実定化された基本法は特定の哲学や信仰に依らしむべきでないと説く立場（ドライヤー）が対抗している。

(2) 法概念としての人間の尊厳の基本構想として、これまでいくつかの教説：①デューリッヒの理性能力をもつ人格に定礎された尊厳、②ベンダの具体的な現実の人間に関連づけられる尊厳、③ルーマンの成功した自己表現としての尊厳、④ホフマンの关系的・コミュニケーション的概念としての尊厳が出されてきた。①は、人間の生来の能力の故に等しく与えられた、決して失われることのない尊厳を説き、その根底には抽象的な人間像と実体概念が潜んでいる。それを批判するのが、②と③であるが、特に③は、コミュニケーションの中での個人の自己表現を通して、尊厳が「構成される」（既にあるわけではない）ことを強調する点で、①と対極にある。④は、人間の尊厳の国家創設的契機を強調する点で、ユニークである。③と④は、構造的に近い（コミュニケーション過程を基礎に置く）が、前者が個人の能動的作用に焦点をあてているのに対して、後者は公共空間での構成員相互の承認という社会的作用に焦点をあてている。どちらも、あらかじめ与えられた尊厳のようなものを認めず、個人または個人相互の投企によって尊厳が構成されることになる。それは、価値的に中立な、開かれた尊厳概念であるが、不可侵性から由来する尊厳の絶対的性格を、尊厳を成り立たせる事実的な諸契機に依らしめることになり、尊厳の輪郭を曖昧にすることになりかねない。③と④は、人間の尊厳の保障の範囲を狭める傾向をもつ（人間の尊厳の保障から、自己表現できない者、承認行為に関与できない者が除外されるから）。

(3) 人間の尊厳は、何を意味するのか。「解釈されざるテーゼ」（定義不能）と言われたこともあり、明瞭に確定された人間の尊厳の内容を提示することは困難とされてきた。そこで、消極的な概念構成の策をとって、侵害事象から人間の尊厳の内容を推測することが、裁判実務で試みられてきた。人間の尊厳の本質的定義は断念して、例示的列挙で対処するというアプローチである。カントの道具化禁止をモデルにしたデューリッヒの「客体定式」が、その代表的なものである。それは、人間の物への格下げに、尊厳の侵害のための標識を見る。しかし、明白な尊厳の侵害を確認するには適するが、そうでない場合には不十分な対応しかできない。

(4) そこで、人間の尊厳の存立を可能にする基本的諸条件が、探究されることになった。①シュタルクの形而上学に開かれた尊厳の概念、②パドゥラの实定憲法に定位した尊厳の解釈、③レルへの狭い尊厳の概念、④ホフマンの最小化の戦略、⑤ドライヤーの合意された人間の尊厳についての三つの根本的言明、⑥ホェッフリングの重大な侵害に対して保護すべき尊厳の四つの基本的諸条件が提案されている。一方で哲学に開かれた尊厳概念が説か

れ、他方で憲法解釈は世界観的に中立であるべきで、構成要件的に仕上げられた尊厳の内容化が試みられ、その中間に近似的に包囲された最小の尊厳の内容を見定める試みが繰り返されてきた。

(5) 人間の尊厳の法的性格について、法・国家を根拠づける基礎規範として原理であることとみなす立場と自己決定する個人の保護を中心的機能とする基本権的性格を見る立場の対立があるが、後者が支配的である。しかし、人間の尊厳は、個別的基本権のように特定の保護領域をもたず、人間的経験の包括的なスペクトラルに関わる点で、特別な規範的開放性によって際立っている。さらに、「不可侵性」の規定で絶対的保障(他の権利との衡量不可能性)が認められている。これらの両契機の統一において、ジレンマに陥る。原理に関しても、様々な理解が出されており、注意を要する。

(6) 人間の尊厳と後続の基本権の関係については、(a)規範の合金的融解、(b)基礎づけ関係、(c)基本権に含まれた人間の尊厳の内容、という三つの考え方がある。最近では、アルキメデスの点としての人間の尊厳からすべての基本権が演繹されるというモデルに対して、人間の尊厳と後続の基本権との相互的な関係づけが強調される。人間の尊厳の保障は、人権の発展史の後期にはじめて登場した。

## 第2章 人間の生命の法的意味

生きる価値のない生命の抹殺に対する反作用、現代医学による生命、特にその始まりと終わりへの介入の増大が、改めて「人間の生命」の意味を問いかけている。

生命は、まず「自然的概念」として、自然科学的・生物学的に理解される。そこから、身体的現存在に対する権利が引き出され、人格とその発達自己決定のための基本的諸条件を保障することになる。それは、すべての生命に(その発達に依らないで)等しい保護を与えなければならない。人間の生命の生物学的定義が、生命権の保障の目的を果たす(社会的、政治的…評価から生命を守る)。

生命の概念について、別の解釈もある。生と死の二分法から、その日常理解と諸学の成果をもとにして、基本法の生命の保護利益を導き出すのである。生と死の区別をする根拠となるものは、単なる自然観察から出てきたのではなく、一定の自然観察の意義についての評価から出てきたからである。死者には、フュシスとプシケーの統一が失われている。生命の保護利益の正確な規定のためには、統合的性格が強調されなければならない。基本法における生命保護の法益は、フュシス、プシケー、自己統合の三つの部分をもった生理的・心理的統一としての人間である。この意味での生命の範囲は、母体内の受精卵まで遡ることができるが、それ以前の段階へ遡ることはできない。後者では、母体内に入れるという更なる行為を必要とするから。

生命の発生過程の多数の結節点のどこから(着床それとも受精)、生命の法的保護が始まるのか、議論のあるところである。けれども、着床前の発達段階を生命保護の範囲から除外すれば、無保護の危険が生じるので、生命の保護領域は広く解されなければならない。生命

権の担い手は、すべての生きている自然人である。生命権は、主観的権利、国家の侵害行為からの防御権をもつが、それは法律の留保の下にある。生命に対する防御権は、相対的に違った仕方では保護される（比例性テスト）。出生後の生命と未出生の生命、着床の前後で、差異化する考量が求められる。

生命は一度失われたならば、再び取り返すことはできない。生命権は、挽回不可能な基礎的な権利である。生命は、各人にとって勝手に処分できないものである。生命は、固有の有機実体であり、まさに本人自身である。客体としての生命は、主体としての生命でもある。生命と人間の不可分の同一性。生命をめぐる議論の激しさは、問題の特殊性にある。それは、我々の外にある対象に関わるだけでなく、我々自身に関わるからである。

### 第3章 人間の尊厳と人間の生命の関係

人間の尊厳の理解に大きな転換をもたらしたのは、第一次堕胎判決である。「人間の生命が存するところでは、人間の尊厳が当然に与えられる」。人間の生命をもつすべてのものに、個人的な性質・能力の差異によることなく、尊厳が帰せられるということである。しかしながら、人間の尊厳の不可侵性と堕胎規制（様々な適応規制の下での中絶の許可）の間の不整合に、我々は直面することになる。それは、人間の尊厳の絶対性の要求と相容れず、論理一貫性がないと批判される。そこで、衡量不可能な人間の尊厳の保障から、衡量可能な生命の保護へ鞍替えすることが勧められる。これに対して、人間の生命の初期段階へ人間の尊厳を拡張する場合、上述の矛盾を回避するために、人間の尊厳の段階的保護の観念が導入される。

人間の尊厳と人間の生命の関係について、非連結説と連結説が対立してきた。論理的・分析的に両者は区別されうるが、存在論的・全体的には両者は不可分である。法体系において、人間の尊厳は不可侵で衡量不可能であるが、生命権は衡量可能で法律の留保を受ける。法実務では、人間の尊厳規範が具体的事例に単独で適用されることは殆どなく、「人間の尊厳と結合して」個別的基本権が適用される。生命として現われる人間の存在なしに、人間の尊厳について考えることが無意味であるならば、根本的に両者の連結を解くことはできない。

自然主義的誤謬批判には、生命についての自然科学的、対象的な理解が前提されている。それはやはり一面的な解釈であり、生命が有意味的なものであるという先行理解が見失われてはいけない。生命がそれ自体、自然、存在にだけ属するのではなく、特定の視点で見られた生命だけが、自然、存在に属すると言われうる。

### 第4章 人間の尊厳と人間の生命の保護範囲

生物としての人間は、精子と卵子の融合によって出来上がった一つの細胞から分裂して、子宮への着床、組織・器官形成を経て出生、成長、死までの、外から区切られて内的に同一な有機体システムにおける質的・構造的変化を伴う長い過程をもつ。この人間が生命に対する権利や人間の尊厳を有するということが、どこに根拠をもち、いつから始まるのかについての問題は、意見が多岐に分かれているが、その解決のためには、単なる自然科学的・生物

学的考察に留まることはできず（もちろん生物現象の客観的把握を基礎にしなければならないが）、何らかの規範的・価値論的考察を必要とすることである。生命の始まりについての生物学的考察においては一致しているが、その法的・道徳的保護についての規範的評価に関して見解は大きく分かれているように思われる。具体的には、受精、個性の確立（多胎の可能性の消失）、子宮への着床、脳の形成、出生、意識的能力の形成が、法的・倫理的に保護されるべき開始時点に挙げられている。人間の生命の発達に入れられた切れ目について、さしあたってはそれぞれの異なった発達段階の生物学的構造や機能を客観的に把握して、次いで生まれた人間への成長にとってのその有意味性を確定し、最後に生命保護にとっての胚の発達のそれぞれの切れ目の意義を規範的に根拠づけることが肝要である。

受精説、個性確立説、着床説、脳の形成説、出生説、生き延びる利益説のそれぞれの主張の眼目は、①遺伝的プログラムの成立とそこから連続的に完成へ向かう自己発達のな潜勢力、②基本権の担い手であるために個体としての身体的生命、「分けられないもの」でなければならないこと、③母親の有機体的な助力がなければ、胚は生き続けられず完成した人間に発達できないこと、④個の人格的同一性の始まりは、遺伝子の同一性だけでなく、さらに心理的連続性を可能にする脳の組織的分化を必要とすること、⑤社会の中での相互的承認を通して人格的個性が成立するから、その前提として人間が出生していなければならないこと、⑥将来に向けられた願望と自我意識に結びつけられた生き延びる利益にある。しかし、それらの生命の発達の切れ目の生物学的・社会的な事実がもつ規範的な有意味性についての理解が、深く対立している。そのための判断基準として置かれる人間の尊厳の保障や人間の生命の保護が、この問題圏でどのように適用されるのかについても、解釈が分かれている。一方の極には、人間の尊厳の権利主体の地位を受精の段階から完全に認める立場（1-a, 1-b, 1-c）があり、他方の極には、未出生の生命に対しての人間の尊厳保障の拡張を原則的に否定して、生命に対する基本権の保護の問題として考える立場（2, 3, 4, 5）、さらには刑法的規制の下で着床からの胚の段階づけられた生命保護に留める立場（5-e）があり、その間に多様な中間的な立場がある。未出生の生命に対しての人間の尊厳の保護に関して、生まれた人間のそれと等しいレベルを原則的に認める立場（1-a, 1-b, 1-c）があり、生命の発達に依存した段階づけられた構想を説く立場（1-d, 3-d）もあり、さらに生まれた人間の尊厳の保護が、生命の発達の初期段階に遡ってそこから反射されてくると説く立場（3-e）もある。生命に対する基本権に関して、体外の胚に基本権主体の地位を肯定する立場（1-e）があるが、他方で単に基本権に基づく客観法的義務の保護客体にすぎないと説く立場（5-a, 5-d）もある。

ドイツで多数に支持されている立場は、受精説である。生命の起源の最初にある出来事が、受精である。そこには、それぞれの生命に固有の遺伝子コードが既に出来がっており、そこから連続的な発達プロセスをたどって完成した人間に至るので、その間に切れ目を入れてその前後を区別して扱うことは、恣意的なことで許されない。受精説において、受精卵に基本権主体性を認めて、他の権利・利益との衡量可能性を否定する立場から、人間の尊厳の保

護を生命の発達段階に応じて差異化して、受精卵に対しての保護を最小限に縮小する立場までの広がりがある。さらに、受精説は、人間の生命の無制限な保護を要求するわけではなく、況や人間の生命の最大限の促進を要求するものではない。

## 第5章 生殖医学の進歩と人間の尊厳と人間の生命の保護（1）

初期段階にある人間の生命に対しての生殖医学の介入への法的規制を考察するためには、一方では、人間の尊厳や生命に対する権利との関連で、胚の法的地位・資格、法的保護の程度を明らかにするとともに、他方では、親の子をもつ（もたない）自由（生殖の自由）を含んだ自己決定権の保護、本人（または将来世代）のための治療の論理、学問・研究の自由の保障が視野に入ってくるをえず、したがって、それらの相互の関係を調整しつつ、総合的な評価を仕上げるのが要請される。さらに、初期胚に対しての生殖医学の介入の態様が、積極的に生命の産出・発達に関わる仕方と消極的に生命の消費・滅失に関わる仕方に分かれ、その目的が、単なる診断にあるのか、それとも治療にあるのかによっても区別される点にも、留意する必要があるだろう。以下で、PID、消費的胚研究、遺伝子治療について、主要な諸論点を押さえて検討してみよう。

（1）①PIDは人間の尊厳に違反すると解する説——欠陥のある胚の選別は、人間の尊厳の尊重に反する。遺伝的に健康な子をもつという願望を叶えるためのPIDの実施は、胚を目的自体として承認するのでなく、一定の性質に依存せしめている。②PIDは人間の尊厳に違反しないと解する説——PIDは、細胞の遺伝病の有無を診断する技術で、生命の優劣を決めるものでない。その行動の全体経過が、妊娠の惹起に向けられている。そこには、積極優生学的な選別圧力が見られない。それ故に、人間の尊厳に違反しない。③PIDは生命権の保護に違反しないと解する説——生命権は、母親との共生によってのみ実現可能であり、それは母親の移植への決定に留保されている。短い生命と重い苦痛の位相において、診断は必要な手段のように思われる。④PIDの許可（比例性原則に基づく衡量）——母親の精神的・身体的健康の危険に至るだろう重度の病気の場合、PIDの禁止は期待不可能である。⑤PIDの許可（PNDにおける中絶の許可との比較）——広範囲の妊娠中絶の許可を考えると、PIDは遺伝的適応の限界で許可される。着床後の妊娠中絶では個の生命が侵害されるが、PIDでは個体的生命への生成途上にある生命が侵害される。⑥PIDの禁止の正当性を説く説——衡量過程に多様な法益（女性の健康、医師の研究等）が置かれなければならないが、人間の尊厳の生物学的基礎としての生命の法益は特別な地位を占める。

（2）①胚性幹細胞の作製の禁止——消費的胚研究で人間の生命は目的ではなく手段になっているので、いかなる場合でも人間の尊厳に違反する。②胚性幹細胞の作製の正当性を否定する——余剰胚利用は、胚が妊娠目的で作成されたが、もはや使われなくなったときに、道具化の意図はないので、第一義には人間の尊厳ではなく、胚の生命権が問題とされる。それは絶対的ではなく、事情によっては侵害も許可されるが、正当化のための極限的な状況を必要とするが、幹細胞研究にはこの厳格な要件が欠けている。③胚性幹細胞の作製の部分的

許可を説く説——移植の予定がなく死滅が予想される時、研究や治療の目的のために胚性幹細胞を獲得することは、人間の尊厳を損わない。冷凍保存して胚のまま永久保存することが、人間の尊厳に適うとは思われない。④消費的胚研究の正当性を認める説——幹細胞研究が治療目的に役立つ、人間の苦しみを阻止し緩和する限り、この研究の禁止ではなく、その命令が正当化される。⑤対外受精と子宮への胚移植の連結関係から、余剰胚を周縁的問題とみなす説——この連結関係の前提において、事後の移植が不可能で、他の女性の子宮を利用できないときに限り、余剰胚は人間の尊厳に反せず研究利用できる。

(3) 遺伝子プログラムの改変の中に、人間の尊厳の侵害が見られ、「遺伝子の結合の偶然性」、起源の自然発現性に人間の尊厳は依っている。しかし、欠損のある遺伝子を子孫に継承させることを、人間の尊厳の命令とみなすのは困難である。「盲目的な遺伝子確定の非人間性」。遺伝的に重度の障害をもって生まれる運命は、人間の尊厳に属していない。遺伝素質を侵害されないままにしておく義務はないからである。けれども、全く欠損のない遺伝子組み合わせで生まれることを要求できるものは、誰もいない。

## 第6章 生殖医学の進歩と人間の尊厳・人間の生命の保護(2)

クローン技術には、胚分割法と細胞核移植法があり、さらに生殖目的と治療目的に利用される。生殖的クローニングは、これまでの生殖方法と全く異なり、人間の在り様を根本的に変える可能性をもっているため、倫理的にも法的にも禁止されるが、その根拠づけは必ずしもはっきりしない。クローニングに対するSF小説的、感情的な反発が、しばしば見受けられたが、それに代わる説得的な理由づけが求められている。

(1) (神の)創造の御業に対する侵害——現代の世界観的に中立な国家には適していない。  
(2) 安全性論拠——クローン技術が及ぼす影響の予想し難さから出される。首肯できるところがある。  
(3) ホルンクルス?——クローン技術によって二級の人間が生み出されるのではないかという恐れから出てくるが、クローン人間は、作製禁止にもかかわらず、一旦生まれてくると、同じように人間の尊厳をもつのではないか。  
(4) 損害論拠のパラドックス——子は、自らを初めて存在させる行為(クローニング)によって、損害を被っていると有意味的に語るができない(ある行為が、それに自らの生命を負っている個人の尊厳に触れることがあるだろうか)。この論拠について、損害の意味(自己同一性?)、損害の成立条件(存在と非存在の間には適さない)が、改めて考えられなければならないだろう。  
(5) 心理的損害の論拠——ヨナスのクローン批判は、不知の権利に基づく。有性生殖的に創造された遺伝型は、新しいものであり、その始まりにすべてのものに不知であり、その担い手にも完成したときに明らかになる。不知は、自由の先行条件である。自己について既知であると想定されることは、まず自らになることの自発性を、次に他者との関わりの純粋性を萎えさせる。クローニングによって生まれたものは、不知の下でのみ与えられる自由を最初から奪われている。  
(6) 尊厳論拠——(a)クローニングによる個人性と人格的同一性の喪失。(b)クローニングによる自己固有の個体化の遂行の出発条件ないしは行為する主体の素質の活動野の侵

害。(c)客体定式Ⅰ（目的のための手段）——クローニングで疑わしいのは、ゲノムの一致ではなく、目的のための手段として人が造られることである。オリジナルと同一の遺伝子構造をもつ人の創造において、その全実存が他者の利害関心で設定される。(d)客体定式Ⅱ（道具化禁止と客体化禁止）——専ら子をもつ願望の実現のためのクローニングで、生まれた子は自己目的として理解されるので、子の尊厳は保たれているように思われる。けれども、特定のゲノムの意図された配置が、クローンの主体としての質を原理的に覚束なくして、彼の尊厳を危うくする。ゲノムが「行為する主体を制約する素質の領野」であるならば、ゲノムの割り当てが他者によって決定されていることは、クローンの主体の自己理解を揺るがすだろう。クローンは、自らを人格として理解し発達させるために、「自己固有の自然」に拠り所を求めるけれども、それを発見できず、目的志向的な他者の意志に突き当たる。(7)類倫理的自己理解——遺伝子操作やクローニングによる人間の生命への介入・操作（人間の自然の技術化）は、道徳的経験の全体構造がそこに根差している類倫理的自己理解を揺るがし、主観と客観、成長するものと製作されたもののカテゴリー的区別を脱差異化する。その結果、我々は、自らを独自の生の作者及び社会の同等の構成員として理解する自然発生性の諸条件を失う。自己固有の自由は、何か自然の自由処理不可能なものとの関連で体験されるからである。他の人格の遺伝的素質を恣意的に扱うことは、製作者と製作物との関係を根拠づけるが、その依存関係は、相互人格的な関係とは違っている。デザイナーは、その製作品の最初の形象を非対称的に確定する。そのことによって、人格間のコミュニケーション関係を不可能にする。

クローン問題の肝要なことは、いかにして遺伝子と身体・人格の関係を事柄に即して理解するかにかかっている。

#### [回顧と展望]

人間の尊厳の不可侵を疑う者はいないのに対して、その意味内容と射程範囲については、激しい論争が続いている。その公理としての確かさとその具体化における不確かさ。人間の尊厳は、人類が未曾有の歴史的困難に遭遇したときに引き合いに出されてきた「危機の概念」である。第一に全体主義による人間への組織的な蛮行に対して、第二に生命科学による人間の生命への介入の増大と深化に対して、まず人格の尊厳と個人の尊厳が、次いで生命の尊厳と類の尊厳が語られた。各々の意味規定、その対立と関連の諸相を収めつつ、静態的・閉鎖的にではなく動態的・開放的に全体構造を仕上げる試みは、大きな課題である。第1章でも見たように、人間の尊厳は、一義的で明確な概念内容をまだ確定するに至らず、近似的に最小の内容を描くに留まっている。人間の尊厳の不可侵性から導かれる衡量不可能性を維持するために、その高次化ないしは適用範囲の狭小化に傾く。尊厳侵害の特殊的な要素、行為の態様ないしは動機に定位して構成する見方があるが、人間の尊厳の担い手の資格と範囲をすべての人間の生命に拡張する見方もある。人間の尊厳の他の基本権との結合ないしは一般条項的性格は、その相対化と開放化の傾向をもつ。人間の尊厳の中には、アンビヴァレ



ントな性格（絶対化・限定化と相対化・拡大化）が潜んでいる。このような意味で、人間の尊厳は、「この上もなく扱いにくい（heikelstes）概念」であるが、空虚な定式として排除されるべきでないだろう。

人間の生命も、複雑な概念である。その概念内容は、単なる自然現象の模写ではなく、社会的な脈絡で解釈された意味複合体である。現代の生命科学による人間の生命の操作可能性の拡大において、人間の生命の遺伝子レベルの在り方を検討するところまで迫られている。人間の生命が、人間の尊厳を適用するための基準として用いられるとき、生命以外の標識は除外されて、生命をもつものに等しく尊厳が帰せられることになる。しかし、生命の保護範囲の画定は、議論のあるところである。人間の尊厳と人間の生命の関係について、分離説、自然主義的誤謬批判が説かれ、両者の間にある規範的な意味・作用の違いを強調する立場は依然として大きな影響力をもっているが、人間の生命に対する功利主義的な計算の時代風潮の中にあるからこそ、両者の共同的な機能統一、人間の尊厳の再生命主義化が求められているように思われる。